

東教委管発号外
平成28年4月7日

各中学校長 殿

東根市教育委員会教育長

運動部活動等の指導における体罰等の根絶について（通知）

このことについて、村山教育事務所長を通して山形県教育委員会教育長より別添写しのお通り通知がありました。

ついては、貴下職員に体罰根絶について周知を徹底するとともに、別添写しのことについて、学校で取組むようお願いいたします。

<担当> 東根市教育委員会 管理課
菊地 明
TEL 0237-42-1111 FAX 0237-43-1176
E-mail:kyouiku@city.higashine.yamagata.jp



スポ保第9号
平成28年4月1日

各教育事務所長 殿

山形県教育委員会教育長

運動部活動等の指導における体罰等の根絶について（通知）

各学校における部活動については、「体罰等の根絶と児童生徒理解に基づく指導のガイドライン」（平成25年7月 県教育委員会）の活用を通し、適切な指導に努めていることと思いますが、昨年度も、県内中学校・高等学校において、体罰の事案が発生したことは、誠に遺憾であります。

新年度にあたり、部活動が新しい体制になるこの機会に、全教職員及び外部指導者に対し、体罰等の根絶について周知を徹底するとともに、下記のことについて、学校全体での取組みを行うよう、所管の各市町村教育委員会を通じ、各中学校・市立高等学校に指導願います。

記

1 体罰等の根絶について

各学校は、「体罰等の根絶と児童生徒理解に基づく指導のガイドライン」（H25.7 県教委）及び別添「体罰等の根絶に向けたスポーツ関係団体による決議文」（H25.9 体罰根絶に係るスポーツ関係団体合同会議）に基づき、体罰等に関する正しい理解を全教職員及び外部指導者で共有し、体罰を容認する雰囲気がないか確認するなど、体罰等の根絶に向けた取組みを実施すること。

2 顧問または外部指導者等による体罰等の事案が発生した場合の対応について

各学校は、顧問及び外部指導者等による体罰等の事案が発生した、または情報が寄せられた場合、ただちに事実確認を行うと同時に、速やかに教育委員会へ報告し、適切な指導に努めること。

また、各学校は、児童生徒が所属する外部のスポーツクラブ及び地域のスポーツ活動等の活動方針や安全対策等の活動状況を十分に把握しておくこと。

3 各学校における部活動運営方針の説明と共通理解について

各学校は、「これからの運動部活動運営の在り方について」（H22.3 県教委）を参考に、部活動運営委員会等で決定した部活動運営方針について、年度当初の職員会議等で確認するとともに、学校長がPTA総会や学校通信等を利用して保護者や外部指導者に説明し、共通理解を図るとともに、地区別懇談会や学校公開等の機会を利用し、この方針を地域に発信していくよう努めること。

4 研修会等への積極的な参加について

各学校は、運動部活動顧問研修会（県教委主催）や山形県スポーツ指導者研修会（県体育協会主催）等、7月に実施予定のいじめ防止・体罰等根絶に向けた運動部活動統括責任者研修会等、各種研修会への参加を推進するとともに、研修を受講した顧問等を講師とした校内研修会を実施すること。

担当：山形県教育庁スポーツ保健課
学校体育担当 石田 充
TEL:023-630-2852 FAX:023-630-2893
Mail:ishidamit@pref.yamagata.jp

体罰根絶に向けて

スポーツは、「こころ」と「からだ」の健全な発達を促し、人生をより豊かで充実したものとする世界共通の文化です。

子どもたちにとって、体育・スポーツは、体力の向上や健康の増進、生きる力の育成に極めて効果的な活動です。また、地域の人々に元気と勇気を与えてくれる活力の源です。

そのようなスポーツにおいて、

体罰等は、いかなる場合も許されません。

体罰等による指導からは、優れた選手もチームも育ちません。

体罰等は、選手自身が持つ本来の能力の発揮を妨げ、力による解決を助長し、その後の人間形成に影響を及ぼします。

私たちは、日々の指導が選手とスポーツ界の未来を担うという自覚の下、スポーツを愛する多くの人々とともに、強固な意志を持ち、力を結集し、体罰等の根絶を図ります。

- ◎ 体罰をしません。させません。見過ごしません。
- ◎ 選手との信頼関係を大切にします。
- ◎ 指導力の研鑽に努めます。

平成25年9月26日

山形県教育委員会
山形県市町村教育委員会協議会
山形県高等学校体育連盟
山形県高等学校野球連盟
山形県中学校体育連盟
山形県スポーツ少年団
公益財団法人山形県体育協会